

喫煙環境に関する実態調査 【鉄道、バス、タクシー票】



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。
調査票情報の秘密の
保護に万全を期します。

ID	
パスワード	

※おそれいりますが、左記法人の名称、所在地、法人番号（国税庁から指定された13桁）に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

法人番号	
------	--

※ 本調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ（<https://kitsuenkankyo.jp>）でのオンライン回答もしくは、ダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

記入ご担当者

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴社について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 大企業(資本金の額又は出資の総額が3億円超かつ常時使用する従業員の数が300人超の会社)
2. 中小企業(資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社)
3. 個人事業者
4. 会社以外の法人

問2 貴社の業種について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 鉄道業（鉄道、モノレール、ケーブルカー等）
2. 一般乗合旅客自動車運送業（乗合バス）
3. 一般乗用旅客自動車運送業（個人タクシー含む）

**問3 貴社で保有している車両における通常のたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）の喫煙環境について、(1)禁煙としている車両数、(2)一部の場所または一部の時間で喫煙可としている車両数、(3)喫煙専用室設置車両数をご回答ください。
(1)、(2)、(3)に当てはまらない場合は(4)に具体的にご回答ください。**

	①鉄道、モノレール、ケーブルカー等	②乗合バス	③タクシー
(1) 禁煙としている車両	車両 台	台	台
(2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可としている車両	車両 台	台	台
うち、寝台列車（客室内喫煙可）	車両		
(3) 喫煙専用室設置車両	車両		
(4) その他（具体的に： 例：時間帯や路線等により異なる			

問4 貴社で保有している車両において、加熱式たばこ（IQOS（アイコス）、glo（グロー）、Ploom TECH（プルーム・テック））はどのような取扱いをしていますか。

1. 通常のたばこと同様の取扱い
2. 通常のたばことは異なる取扱い(例：通常のたばこは禁煙としているが、加熱式たばこは喫煙可としている等)

裏面にも設問があります。

問5 貴社で管理している施設をご回答ください。（複数回答可）

1. 鉄軌道駅
2. 専用バスターミナル（一般バスターミナル*を除く）

3. なし

調査は以上で終了です

*自動車ターミナル法第2条第4項、第6項に基づくバスターミナル



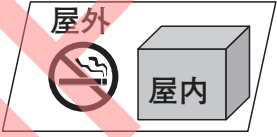
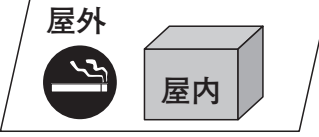
問6 貴社で管理している施設における通常のたばこ（火をつけて喫煙するたばこ）の喫煙環境について、①屋内、②屋外それぞれに該当する施設数をご回答ください。バスターミナルの施設数は専用バスターミナルの施設数をご回答ください。

	①屋内		②屋外	
	鉄軌道駅	専用バスターミナル	鉄軌道駅	専用バスターミナル
(1) 全面禁煙	施設	施設	施設	施設
(2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可	施設	施設	施設	施設
(3) 全面喫煙可	施設	施設	施設	施設

問7をご回答ください

※屋上やテラス（席）は屋外としてご回答ください

参考

屋内の喫煙環境の例		屋外の喫煙環境の例	
例1) 屋内全面禁煙 	例2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 	例3) 屋外全面禁煙 	例4) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 
管理施設屋内の共用部全体を禁煙としている。	喫煙可能な部屋（喫煙専用室、喫煙室）や喫煙可能な場所（喫煙コーナー）を設けている。	管理施設屋外（所有、管理区域のみ）全体を禁煙にしている。	一部に喫煙可能な場所（喫煙所、喫煙コーナー）を設けている。

問7 問6①屋内における通常のたばこの喫煙環境について、「(2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可」に施設数をご回答いただいた方のみにおうかがいします。貴社で管理している施設の状況について、状況別に施設数をご回答ください。

	鉄軌道駅	専用バスターミナル
(1) 喫煙のみを行う部屋の設置（床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る）	施設	施設
(2) 喫煙のほか、飲食や会議等もできる部屋の設置（床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る）	施設	施設
(3) 喫煙場所の設定（上記(1)、(2)以外の壁等により空間的に分けられていない喫煙コーナー、喫煙エリア等）	施設	施設
(4) 一部の時間だけ喫煙可 （例：11時～14時は全面禁煙だが、それ以外の営業時間は全面喫煙可）	施設	施設
(5) その他の方法で実施	施設	施設

※参考 喫煙場所の設定の例

喫煙場所と禁煙場所に区切り（ついで、カーテン、植栽）があるが、喫煙場所から禁煙場所に煙が流れる（上部等に隙間あり）状態である。

問8 貴社で管理している施設内において、加熱式たばこ（IQOS（アイコス）、glo（グロー）、Ploom TECH（プルーム・テック））はどのような取扱いをしていますか。

1. 通常のたばこと同様の取扱い
2. 通常のたばことは異なる取扱い（例：通常のたばこは禁煙としているが、加熱式たばこは喫煙可としている等）

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。